

情報通信審議会 電気通信事業政策部会 通信政策特別委員会（第2回）

議事録

1. 日時

令和5年9月12日（火）15：00～17：00

2. 開催方法

中央合同庁舎2号館（総務省）8階 第1特別会議室/WEB会議による開催

3. 出席者（敬称略）

委員：

山内弘隆（武蔵野大学 経営学部 特任教授）、相田仁（東京大学 名誉教授）、岡田羊祐（成城大学 社会イノベーション学部 教授）、大谷和子（株式会社日本総合研究所 執行役員 法務部長）、関口博正（神奈川大学 経営学部 教授）、長田三紀（情報通信消費者ネットワーク）、林秀弥（名古屋大学大学院 法学研究科 教授）、藤井威生（電気通信大学 先端ワイヤレス・コミュニケーション研究センター 教授）、矢入郁子（上智大学 理工学部 情報理工学科 教授）、渡井理佳子（慶應義塾大学大学院 法務研究科 教授）

ヒアリング対象者：

日本電信電話株式会社 島田 明（代表取締役社長）

服部 明利（執行役員経営企画部門長）

KDDI株式会社 高橋 誠（代表取締役社長CEO）

岸田 隆司（執行役員 渉外・広報本部長）

ソフトバンク株式会社 宮川 潤一（代表取締役 社長執行役員 兼 CEO）

松井 敏彦（執行役員 渉外本部 本部長）

楽天モバイル株式会社 三木谷 浩史（代表取締役会長）

矢澤 俊介（代表取締役社長）

総務省：

松本総務大臣、柘植総務副大臣、国光総務大臣政務官、竹内総務審議官、今川総合通信基

盤局長、木村電気通信事業部長、渋谷総合通信基盤局総務課長、飯村事業政策課長、井上料金サービス課長、堀内基盤整備促進課長、柳迫事業政策課調査官、渡部事業政策課市場評価企画官

4. 配布資料

- 資料 2-1 第 1 回会合の主な意見
- 資料 2-2 日本電信電話株式会社提出資料
- 資料 2-3 KDDI 株式会社提出資料
- 資料 2-4 ソフトバンク株式会社提出資料
- 資料 2-5 楽天モバイル株式会社提出資料
- 資料 2-6 今後の検討スケジュール（案）

5. 議事概要

1 開会

2 議題

- (1) 第 1 回会合の主な意見
- (2) 関係事業者へのヒアリング
 - ・ 日本電信電話株式会社
 - ・ KDDI 株式会社
 - ・ ソフトバンク株式会社
 - ・ 楽天モバイル株式会社

(3) その他

3 閉会

開 会

○山内主査 皆様、本日もお忙しい中お集まりいただきまして、ありがとうございます。定刻若干早めではありますが、皆様おそろいということで、通信政策特別委員会第2回会合を開催させていただきます。

なお、本日もウェブ会議を併用しての開催とさせていただきます。ウェブ会議での参加の方につきましては、事前にお送りした資料を御覧いただければと思います。

本日は、通信政策特別委員会における議論の参考として、日本電信電話株式会社、それからKDDI株式会社、ソフトバンク株式会社、楽天モバイル株式会社の計4社をお招きしまして、市場環境の変化に対応した通信政策の在り方についてヒアリングを実施したいと思っております。4社の皆様には、お忙しいところお越しいただきまして、誠にありがとうございます。御礼申し上げます。

本日は、松本総務大臣、柘植総務副大臣にお越しいただくとともに、国光総務大臣政務官にも、途中からリモートで御参加いただく予定であります。

それでは、松本大臣、冒頭の御挨拶をよろしく願いいたします。

○松本総務大臣 改めて、大変お忙しい中御参加いただいた皆さんに御礼を申し上げたいと思います。ありがとうございます。山内主査、また委員の先生方も、本当にお忙しいところお運びいただいて、熱心に御議論いただいていることに感謝を申し上げたいと思います。

御案内のとおり、ここでは、令和2年に公布された電気通信事業法及びNTT法の改正3年後の施行状況の検証をした上で、必要な政策の議論を行うため、本日は実際に通信事業に当たっていただいている事業者の皆さんにお運びをいただいて、御意見を承る機会を作らせていただいたものと承知をしておりますが、改めてお忙しい中御参加いただいた事業者の関係の皆さんにも御礼を申し上げたいと思います。

申し上げるまでもなく、NTTさんにおかれては、これまでも、電電公社以来、国民に通信サービスを届けるという使命を果たし続けてきていただくとともに、リーディングカンパニーとして、イノベーションも推進をしていただいているのではないかと考えておりますし、また、KDDIさんにおかれては、ある意味で通信市場をつくっていきこうというときに、新たな参加者の一番手としてチャレンジをしていただいたのではないかと考えております。また、ソフトバンクさんは、スマートフォンの先行的な取組などを通して、新しいチャレンジを通して様々な市場の活性化に御尽力をいただいたかと思っておりますし、また、楽天モバイルさんには、一定程度成長・成熟した市場に、さらなる活性化のための新たな参加者ということで、大いなるチャレンジを使命感を持

って取り組んでいただいているのではないかと、そのような、それぞれ通信事業の市場に御参加いただいている4社に参加をいただいたこと、心から御礼を申し上げたいと思います。

申し上げるまでもなく、また、前回の委員会で林先生からも御指摘ありましたが、大切な視点ということで、1つは、国民・利用者に欠かすことのできない通信サービスを提供するという視点で、いわゆるユニバーサルサービスと言われてはいますが、国民の誰もがどこでも通信サービスを受けることができる。条件不利地域の負担をどのように考えるかといった制度作りも、皆さんとともに考えていかなければいけないと思います。もう一つは、公正な競争の下で適正な価格で多様なサービスが国民に提供されるという国民・利用者の視点という2つ目の視点があるかと思っています。もう一つは、最先端の技術を持って、世界の中で成長が期待される産業としての視点もあるかと思いますが、これは競争力の視点と経済安全保障の視点を併せ持ちながら、対応をしてみたいと思っています。このような視点を含めて、幅広い視座から、また、事業者の皆様率直な御意見、委員の先生方の忌憚のない、活発な御議論をお願いしたいと思っています。

時代や進化に対応するという意味で、これまでの様々な制度・規制、例えば固定電話の取扱いであるとか、ブロードバンドの扱いであるとか、また、県内・県外通話などの概念をどうしていくかなど、時代に合わせて変えていかなければいけないものもありますし、先ほど申しましたような、公正な競争をはじめとする、様々な視点からの本質的な問題、NTT法、NTTのグループの在り方も含めて、また、国民にどのようにして通信サービスを届けるか、そして、そのための競争力を持つべき通信産業である、そういった目標にどうつながっていくかということをしかりと議論をしていきたいと思っています。

これに関して、NTT法の担保措置、株式保有やNTTグループの組織の在り方についても議論の対象となってくるものと考えておりますし、御承知のとおり、既に各方面で、これも含めた様々な議論が進んできている中でありはしますが、ぜひとも、まさに実際に事業に当たっていただいている皆さんの御意見を承りながら、知見のある先生方に積極的な御議論をいただくことで、この通信政策特別委員会の議論が、今申し上げたような様々な各方面での議論が主導できるようにお願いをしてみたいと思っていますので、どうぞよろしくお願いをいたします。ありがとうございます。

○山内主査 松本大臣、ありがとうございました。

カメラ撮りはここまでとさせていただきます。恐縮でございますが、プレスの方々は御退室をお願いいたします。

(プレス退室)

○山内主査 よろしゅうございますか。

(1) 第1回会合の主な意見

○山内主査 それでは、ここから議題に入らせていただきます。

議題の(1)番は、前回、第1回の会合で各委員から御発言いただいた御意見、あるいは検討の視点につきまして、事務局のほうでまとめていただきました。これを確認したいと思います。

事務局、御説明をお願いいたします。

○柳迫事業政策課調査官 それでは資料2-1、第1回会合の主な意見を御覧ください。

1ページをお開きいただきまして、前回の会合では、林先生から4つの検討の視点が示されました。1つ目がユニバーサルサービスの確保、2つ目が国際競争力の強化、3つ目が公正競争の確保、そして4つ目が経済安全保障の確保でございます。

2ページを御覧ください。この4つの視点を国内、国際に分けて整理しまして、一部言葉を置き換えたものが、この2ページ、3ページでございます。各委員の先生方の意見を4つの視点ごとに並べてございますけれども、本日は時間の関係上、個々の意見についての説明は割愛させていただきます。

1つ目の通信サービスが全国に届けられるは、ユニバーサルサービスの確保を置き換えたものでございまして、前回の議論では、ブロードバンドのユニバーサルサービスの担い手・責務、そしてワイヤレス固定電話や共用型のワイヤレス固定ブロードバンドの検討など、技術中立性や品質確保について御意見がございました。2つ目の「低廉で多様なサービス」が利用できるは、公正競争の確保を置き換えたものでございます。前回の議論では、NTT東西の業務範囲、電気通信事業法の非対称規制、そしてレイヤー横断的な公正競争の視点について御意見がございました。

3ページを御覧ください。3つ目が「国際競争力」を強化するでございます。前回の議論では、研究推進の責務や研究成果の普及責務、そして国内規制と国際業務に関する御意見がございました。4つ目が「経済安全保障」を確保するでございます。こちらにつきましては、外為法と外資規制についての御意見がございました。

以上を整理したものが4ページでございます。4ページを御紹介しますと、それぞれ4つの視点ごとに、各委員の意見のポイントをまとめています。順に説明しますと、1つ目の視点としまして、通信サービスが「全国に届けられる」につきましては、3点意

見がございました。1点目が、固定電話中心からブロードバンドを軸としたユニバーサルサービスへの見直しが必要、2点目が、ブロードバンドの提供主体として、ラストリゾートの確保が課題であり、この点につきましては、NTT東西がその役割を担うことや、国が何らかの指定を行うこと等を検討すべきという御意見がございました。3点目として、不採算地域でのサービス提供の確保のためには、技術中立的・経済合理的な方法の検討が必要という御意見がございました。

2つ目の視点としまして、「低廉で多様なサービス」が利用できるにつきましては、主な意見としまして、IP化の進展により、NTT東西の業務範囲は、公正競争に重大な影響を及ぼすおそれのある業務を除き、見直しが必要というものでございます。

3つ目の視点としまして、「国際競争力」を強化するにつきましては、2点主な意見ががございます。1点目が、国際競争力の強化を図る観点から、NTT法の研究成果の普及の責務について、原則開示の運用の見直しが必要というものでございます。2点目が、基礎研究ができず、応用研究にも進めない企業が多数ある等の課題を踏まえ、NTT法の研究の推進の責務については、イノベーション促進の観点から検討すべきというものでございます。

最後、4つ目の視点としまして、「経済安全保障」を確保するにつきましては、NTT法の外資規制について、外為法とは目的、手段の両方に違いがあることに留意して検討することが必要というものでございます。

以上が、第1回会合の主な意見でございます。

○山内主査 ありがとうございます。前回の会合で皆さんからいろいろ御意見いただいて、それを4つの視点ということでまとめていただきました。

これについてよろしゅうございますか。こういう形でまとめさせていただいたということで、御確認させていただきます。ありがとうございます。

(2) 関係事業者へのヒアリング

- ・ 日本電信電話株式会社
- ・ KDDI株式会社
- ・ ソフトバンク株式会社
- ・ 楽天モバイル株式会社

○山内主査 それでは、議題の(2)ヒアリングに移りたいと思います。

まず、最初のヒアリング対象者である、日本電信電話株式会社から御説明をお願いしたいと思います。本日時間が限られておりますので、大変恐縮でございますが、説明は最大15分、時間厳守をお願いしたいと思っております。

進行管理の観点から、残り10分、5分、3分、1分と、そして15分経過の時点で、事務局のほうから合図をさせていただきますので、その時点で発表を終了していただければ幸いです。どうぞよろしくお願いいたします。

それでは、御説明のほうよろしくお願いいたします。

○日本電信電話（島田社長） NTTの社長の島田でございます。本日はこのような機会をいただきまして、ありがとうございます。

それでは、資料に沿って説明させていただきます。まず3ページを御覧ください。まず、市場環境の変化です。電話中心であったNTT民営化当時に比べまして、現在インターネット、携帯電話、アプリなどが主流となり、海外プラットフォームを含めたグローバルな競争が進展するなど、技術の進歩とともに市場環境は大きく変化しています。今後我が国の産業の国際競争力の強化に向けては、IOWN、6G等の推進が不可欠である一方、電話の時代に制定された規制・ルールは変わっておりませんので、市場変化を踏まえた見直しを検討するべきではないかということでございます。そちらに当時と現在の状況について、記載させていただいております。

4ページに移っていただいて、2030年頃の実現を目指すべき情報通信インフラの将来像ですけれども、現在NTTはIOWN構想というのを掲げ、グローバルにゲームチェンジを図ってまいりたいというふうに考えております。世界に先駆けた新たな情報通信インフラを構築することで、様々な産業DXを推進し、我が国の国際競争力向上に貢献してまいりたいということでございます。

5ページから9ページまではその具体的な内容でございますので、後ほど御覧になっていただければ幸いです。

10ページにまいりまして、将来像の実現に向け事業者が果たすべき役割や、国の関与の在り方についてでございます。IOWNなどによる国際競争力強化に向けては、自由かつ機動的に事業展開できることが必要であり、市場の実態や技術の進展にそぐわなくなっている電話時代の規制・ルールについては、見直しが必要ではないかと考えております。具体的には、固定電話及びユニバーサルサービスの在り方の見直し、国際展開の推進などに向けた研究開発の推進・普及責務の見直し、その他、機動的な事業運営の実現に向けた各種規制の見直しでございます。

なお、NTT東西でございますけれども、現在卸先の事業者数は、東西とも大体600社を超えております。接続の事業者も、東で大体200社、西で140社ほどございます。こ

のような事業を展開している中で、下にちょっと書いてありますけれども、東西は第一種電気通信事業者に電気通信事業法で指定されておまして、特定の事業者を不当に優先的に取り扱うことは禁じられているという法令がございます。この法令・ルールを遵守して、今後も他事業者に公平にネットワークの提供を行っていく考えでございます。よくマスメディアで、ドコモとの合併とか書かれているものがございますけれども、全くそういうことは考えておりません。東西に関しては、後ほど出ますけれども、仮にコストの効率化等で東西を一体化するということは、できれば許していただきたいと思いますが、今の東西の在り方に関して、公正競争上の観点での変化を全く望んでいるところではないということをお伝えしておきたいと思っております。

11ページでございます。固定電話の在り方です。モバイルや通信アプリの普及拡大に伴いまして、NTT東西の固定電話の利用は大幅に低下しております。数年後には1,000万契約を下回る見込みであり、赤字は拡大をしております。当社としては、固定電話を将来にわたって継続することは現実的ではないと考えておまして、今後ともNTT東西の固定電話をユニバーサルサービスとして継続させるべきかどうかについての議論が必要ではないかというふうに考えております。

次のページは固定電話の利用状況でございます。これは他社の固定電話を含めてでございますので、2022年度は1,469万回線となりまして、ピーク時の5分の1ぐらいになっているという状況でございます。

13ページは東西の固定電話の回線でございます。大体今の減り方でいきますと、2035年ぐらいに500万を切ってくるというような状況でございます。

14ページは固定電話の収支でございます。メタル設備による固定電話の赤字については、2022年度末で300億です。これは交付金を60億円頂戴しておりますので、交付金を除きますと360億の赤字です。ユニバーサルサービスの対象役務、加入電話の基本料と第一種公衆電話に限定した場合は、約600億円の赤字になっております。これは、数が減ってくるとともに、赤字幅は増えてまいるといような状況でございます。

15ページでございます。音声通信のユニバーサルサービスです。ユニバーサルサービスの在り方の議論に当たっては、利用環境の変化、技術の進展を踏まえ、何が国民に不可欠なサービスであるかを改めて検討することが必要ではないかと考えています。その実現手段としては、通信サービスだけではなく、端末やアプリも含めたトータルでの検討が必要ではないかと思っております。仮に電話サービスを引き続き対象とする場合は、光を全世帯に引いていくことは現実的ではございません。国民に広く普及しているモバイルにより実現をし、以下に記載する条項等も含めながら、より効率的かつ利用性の高いユニバーサルサービスを目指していくべきではないかと考えております。MNO間でロー

ミングや設備シェアリングなどを行うことでサービス確保するなど、事業者全体で効率的にカバレッジを拡大・確保していく仕組みを検討していくべきではないか。また、対象エリアについては、固定電話は固定地点での利用でございますので、今後は国道等の屋外のエリアへどこまで広げていくかとか、そういう分野、それから技術的な進展を踏まえつつ、利用者の利便性の向上とコスト効率等のバランスを考慮しながら検討すべきではないかと考えます。

なお、電話のユニバーサルサービス責務につきましては、電気通信事業法で定められるブロードバンドサービスのユニバーサルサービスに統合することも可能ではないかと考えているところです。

16ページでございます。ユニバーサルサービスとしての公衆電話の在り方です。海外主要国では、公衆電話のユニバーサルサービス義務の廃止や、電話機の撤去を進めていることも踏まえまして、我が国においてもユニバーサルサービス義務の廃止を含め、モバイルによる代替、国民負担の観点からコストミニマムな方法を検討することが必要と考えます。NTT東西としては、コスト効率が悪化するメタル設備は縮退していく考えであります。仮に公衆電話を引き続きユニバーサルサービスとする場合は、現在メタル設備で実現している電話機への局給電機能、それから課金機能について、提供可能とするための追加のコスト、バッテリーの設置ですとか、課金機能の開発が必要となりますので、慎重な議論が必要ではないかと考えています。

17ページは諸外国における公衆電話の動向でございます。公衆電話のユニバーサルサービス義務について、アメリカは規制自体がありません。EUの主要加盟国はもう既に廃止となっています。イギリスにおいてはユニバーサルサービス義務はありますけれども、撤去判断基準の1つとして、モバイルのカバレッジを考慮されているという状況でございます。

18ページは公衆電話の利用状況で、20年で約98%の利用減となっているという状況でございます。

19ページでございます。ブロードバンドサービスのユニバーサルサービスです。まず、電気通信事業法で創設されましたブロードバンドサービスに関するユニバーサルサービス制度について、制度の実効性を高めた上で運用開始をさせることが重要だろうと考えています。NTT東西としても、上記制度を活用して自治体と連携したブロードバンド基盤の整備・維持に積極的に取り組んでまいりたいと考えています。また、技術の進展や利用者の利用状況の実態を踏まえ、目的や求められる品質条件等について改めて議論を行った上で、技術中立性を考慮したブロードバンドサービスのユニバーサルサービスの在り方について、議論を深めていくことが重要ではないかと考えています。

20ページは国際展開の推進に向けた取組です。基本的にはI OWNの海外展開、基盤となりますデータセンター、これは現在世界第3位の規模でございます。このさらなる拡張、それからスマートシティーなどのトータルソリューションを積極的に展開してまいりたいと考えています。

21ページは、その推進に向けた課題でございますけれども、国際展開のさらなる推進に向け、I OWN等の研究開発をパートナーと連携して展開していく上で、経済安全保障及び国際競争力強化の課題があります。研究開発の推進・普及責務の見直しが必要ではないかと考えています。経済安全保障上の課題は、当社の研究開発成果について、海外の政府機関、企業などから開示要請があり得ると考えられます。それから国際競争力の強化の課題は、ベンダー、メーカーなどのパートナー企業から差異化による競争優位性を確保するために、I OWN技術等の独占的な開示を求められた際、公平な開示義務があるため要望にお応えできないということで、パートナーリングに課題が出てくるということでございます。NTTとしては、自ら研究開発を推進していくとともに、今後とも電気通信の向上発展のため、国や研究開発法人などと協力し、積極的に貢献してまいりたいと考えています。

その他の規制事項でございます。22ページでございます。1つは株式の政府保有義務に関してでございますけれども、こちらは政府が御判断されるものと考えているところです。仮に政府保有株が売却される場合は、段階的な売却をするなど、既存株主利益の保護の観点の検討をお願いしたいと考えています。外資規制に関しましては、安全保障上の観点から、外為法の強化などの検討も必要ではないかと考えています。なお、ほかの電気通信事業者や、電力などの重要インフラを担う事業者も、同様に産業全体で対応していくべき問題と考えています。各種認可につきましては、各種の責務に関して見直されるのであれば、監督機能が低下すると思しますので、不要になるのではないかと考えます。それから効率的かつ機動的な事業運営を実現するために、認可制度について見直ししていただきたいと考えています。業務範囲の規制も、持株会社が自ら事業を行うスキームを選択可能となるような見直しを行っていただければありがたいと考えています。また、日本電信電話株式会社というように、電信につきましても、電話も、事業の主体とだんだんマッチしてきておりませんので、自社で社名が変更できるようなことについて、御配意いただければありがたいと考えています。

それから、23ページが東西に対する規制でございます。業務範囲の規制でございますけれども、東西は既に県内・県間を含めたサービス提供を行っておりまして、PSTNマイグレーション以降は、固定電話においても県内・県間の区別がなくなることを踏まえれば、旧来の県内・県間等の区別による業務範囲規制は意味がなくなってきていると

考えています。加えて、地域創生の推進などでは、通信・非通信に限らず、地域の課題にトータルソリューションとしてサービスの提供が求められるので、電気通信業務以外の業務を可能になるように見直しをしていただければありがたいと考えています。東西の統合については現在考えていませんが、経営の必要に応じて、東西統合も経営戦略の選択肢の1つとして検討可能となるよう見直ししていただくことが望ましいと考えています。電気通信事業法関連で、今後のメタル設備の縮退を踏まえれば、電話時代の規制・ルールは廃止していくべきだろうというふうに考えています。卸については、接続と異なりビジネスベースでありますので、規制は必要最小限であるべきと考えます。自己設置義務につきましては、東西の判断で機動的に設備のシェアリングやオフバランスにより効率的な構築運用が可能になるような自己設備の設置義務ですとか、重要設備の譲渡の認可については見直ししていただきたいと考えているところであります。

24ページはその他の規制で、ドコモに関しての規制でございます。ドコモは現在シェア4割以下になっておりますけれども、ドコモにだけ禁止行為規制が課されているのは適当ではないというふうに考えますので、撤廃いただきたいと思っています。その他の規制については記載のとおりでございます。

私のほうからの説明は以上でございます。

○山内主査 ありがとうございます。

それでは、続きまして、KDDI株式会社から御説明をお願いしたいと思います。よろしく願いいたします。

○KDDI（高橋社長） KDDIの高橋でございます。

それでは1ページ目、お願いします。未来志向の環境整備の在り方ということで、御議論させていただきます。次のページ、お願いします。

通信があらゆるものに溶け込んでいく時代ということで、その次のページ、お願いします。

情報通信インフラが果たすべき役割ということで、情報通信インフラは社会経済活動の牽引役でありますし、KDDIも通信を核とした多様なサービスを通じて貢献していきたいというふうに考えております。

通信が、持続可能な大容量の光ネットワークの実現、これは非常に重要だと思っております。国際競争力的にも、日本の中のネットワークについても非常に重要だと思っておりますが、Beyond 5G時代に向けて、当社はNTTさんと一緒に光ネットワーク技術の国際標準化に参画しております。ここについては引き続き貢献をしていきたいと思っております。

情報通信のインフラを通じた国力の増強ですが、我が国の国際競争力はやはり停滞し

ていると言わざるを得ない。また、5Gも世界に出遅れておりますので、国際競争力の強化、あるいは5G、Beyond 5Gの発展につながる政策は必要だと思っておりますので、大臣が先ほどおっしゃった、世界における産業の発展のための法規制の改定等、こちらについては必要な要件だと思っております。

情報通信インフラを担う事業者の競争力の強化なんですけれども、このような状況に今なっていると思っております、赤色のところが大規模プラットフォーマー、ハイパーオペレーター、GAFAMと言われるところですが、クラウドを中心に、徐々に電気通信事業者のレイヤーにも下りつつあります。仮想ネットワークを進めていく中において、クラウドの活用なんかをハイパーオペレーターからの提案を多く受けておりました、このような像があります。また一方、端末のほうも、いろいろ今までの政策によって、結果的に日本のメーカーさんはほとんど残らず、ほとんどがiPhone、あるいはAndroidというふうに、これも大規模プラットフォーマーからの影響が非常に強い。この中において、電気通信事業者のネットワークレイヤーは真剣に守っていかなくちゃいけないと思っております。事業者の競争力の強化の観点から、公正競争の環境整備及び外資からの保護、これは非常に重要な課題だというふうに考えます。

ネットワークレイヤーにおけるアクセスインフラの重要性ですけれども、ここにありますように、NTTさん以外、競争事業者が持ち得ない設備というものをNTTさんはお持ちになっておりました、当然公社から承継された線路敷設の基盤、これが全国津々浦々にありまして、メタル回線から光ファイバがこの上に乗っている、NTT設備シェアについても74%をお持ちになっておりました、その上で、通信会社はモバイル1億6,000万契約、光ファイバでの電話等、これを展開しているというような状況になりまして、この赤色の部分が非常に重要な設備だというふうに考えております。

このNTTさんがお持ちになっている、保有する特別な資産、ボトルネック設備というふうに我々定義しておりますけれども、全国のケーブル、あるいは土地、局舎、電柱、管路等、公益的な設備というものが重要でございまして、競争事業者が持ち得ない、NTTさんのみが承継した特別な資産だというふうに考えておりました、これだけの規模のものをお持ちになっているというふうに考えております。これは、これからも光ファイバの敷設には非常に重要な役割を果たすものというふうに考えております。

この特別な資産の重要性ですけれども、モバイルエリアの整備には光インフラが不可欠ということで、4Gから5G、Beyond 5Gになってきますと、周波数がどんどん高くなってきますので、基地局を我々は一生懸命につくっていきますが、それは光ファイバの網がどんどん深くなっていくということにほかなりませんので、このインフラについては、国の資産としてしっかりと公平性を担保していかなくちゃいけないんだらうなというふう

に改めて感じているところでございます。

同様に、MECと言われる、これからこのネットワークがエッジのほうに下りていきますので、分散型のデータセンター、このような中においても、NTTさんが保有される全国の局舎の活用が非常に必要でございまして、右下にありますけれども、光ファイバとともに、NTT東・西局舎のスペース、電力等は、5G技術イノベーションには不可欠な存在だというふうに考えているところでございます。

それで、NTTさんと他事業者との競争環境の確保ということで、我々の理解でございますが、特別な資産を保有されるNTTさんと他の事業者との公平性は、NTT法と電気通信事業法の両輪で確保されているというふうに理解しております。この公正競争の確保でございますが、組織のルールとしては、NTTさんが一体で運営されていた後、ドコモさんが分離され、またNTTさんは再編成がされ、その流れの中でNTT法ができていくわけございまして、事業範囲の規制、あるいは定款の変更、合併の認可等もこの中で規定されているわけでございます。あまねく義務の議論は当然でございますし、ユニバーサルサービス制度の議論もありますが、そもそも公正競争の確保の観点から、このようなものを監督官庁はしっかりと管理されながら、一体運営に戻ることなく運営されるように規定されているのがNTT法だというふうに理解しております。一方、取引条件のルールという意味においては、東西、ドコモ等における取引条件の同等性ということで、接続ルール、電気通信事業法ということで規定されておりますが、先ほど島田社長からもありましたように、NTT東西さん、ここはフェアに引き続きやっていただけというお話もいただきましたので、安心しているところではございますが、法的にしっかりと担保しておかなければいけないのかなと思っているところでございます。

そしてNTT法の一体化の抑止でございますが、特別な資産を保有したままでのグループ再統合は、NTT法で規制されているというふうに我々は理解しております。特別な資産を保有されるNTT東西さん、こことNTTドコモさんの合併というのは当然ないと思っておりますし、データさんもしっかりと思っております。この規定はNTT法によって牽制されているものというふうに理解を致しております。

そして公正競争の成果ですけれども、このNTT法と電気通信事業法の両輪で競争を活性化していただいた結果、我が国の産業発展と経済活性化に寄与していただいたと本当に思っております。通信の自由化における料金の低廉化は、まさしく総務省さんが主導されてきた、この競争政策によるものと我々は思っておりますので、ここの部分については非常に重要視するべきだと思います。一方、経済の活性化についても、しかるべき数字、右肩上がりに上ってきていると思っております。

そして、特別な資産の公益性の確保という観点でございますけれども、特別な資産を

保有したまま、今NTT法の廃止の議論がありますが、この完全民営化に対しては、我々としては反対しております。特別な資産というものの安定的提供のために、外資規制が必要だと思えます。ここの図に書いておりますけれども、これ一般的な通信設備だけであれば、いろいろ議論はあると思えますが、この特別な資産を資本分離、機能分離ではなくて資本分離で公正競争を確保された段階で、このような議論はされるべきと思えますし、また、この特別な資産は非常に重要な設備でありますので、外資規制で安定提供をするべきだと思えます。主要な国の形を調べてみても、外為法のみで外資からの保護を行っている例はございませんで、この辺り、諸外国の例もしっかりと見ながら、対応して決めていかなければならない事項だと思っております。

これは参考で載せておりますけれども、法制度におけるアクセスインフラの安定性の確保ということで、電話のあまねく義務を、これはオーストラリアの例ですが、テルストラ法と通信法で規定をして、光ブロードバンドのあまねく義務を通信法で規定するというような形になってございます。この資本分離の話になりますと、どうしてもイギリスの例が多く出てまいりますけれども、イギリスの機能分離の中において多くの課題を残しておりますので、このオーストラリアの例なんかは1つのいい例として参考になるのではないかとということで載せさせていただきました。

NTT法の研究開発・普及の義務ということで、先ほど国際競争力のために、かなり古く制定されたNTT法の見直しについては賛成ですというふうに申し上げました。NTT法における情報開示義務は不明瞭なんですけれども、実は僕もこのNTT法第3条を読んでみたんですが、情報開示義務のところは「電気通信に関する」、下にありますが、「研究の推進及びその成果の普及を通じて我が国の電気通信の創意ある向上発展に寄与し」というふうに書いておまして、これをもって開示義務があるというふうに読まれているようでございます。一方、NTTさんのホームページでこのように規定されているので、当然法改正等々について我々は賛成いたしますが、NTT法の解釈によって、十分実に対応可能なのではないかと、法文を見た中においては思うところでございます。

そして、あまねく義務のところでございますけれども、ここは電話、メタルから光ファイバのあまねく義務の撤廃は、有事や災害時に重要な公益性の高い通信確保に支障を来すと思えます。ラストリゾートのところについては、これは当然重要だと思えますが、既に御提供されている固定電話、これが災害時、将来的にもしっかりと保全されていかなきゃいけないので、こういうものについてはしっかりと規定していったほうがいいだろうなと思っておりますし、主要な国では、あまねく義務を設けていないという例はありませんので、この辺りについては、諸外国の例をしっかりと見ながら、御議論してい

ただければと思います。事業法でN T Tの私権を制限することは困難だというふうに考えております。

そして、これは最後のページでございますけれども、我々のほうの主張といたしまして、未来志向の環境整備の在り方でございますが、我が国の産業発展に向けた、国際競争力の強化及び公正競争確保のための環境整備が必要だというふうに考えます。国際競争力の強化につきましては、時代に即したN T T法の運用見直しや改正議論は必要だと思っておりますので、これは賛成いたします。一方、特別な資産として定義させていただいた、この特別な資産を保有したままの組織統合を規制し、他事業者との公正競争の確保をぜひともお願いしたい。そして外資規制の件については、特別な資産は、安定的提供のため、外資から保護する必要があると強く思っております。一方ユニバーサルサービスの維持でございますが、国民の利益のための電話、メタルから光ファイバのあまねく義務は、維持をお願いしたいと思います。よって、私どもの主張といたしましては、N T T法の維持は不可欠だと思いますし、これは大臣も最初に、冒頭にお話しになりましたが、公正競争の確保及びN T Tの在り方、これは定期的に検証を見直すべきというふうに、当初からお話しになっていたと思いますので、この中においても、ぜひともお願いしたいところでございます。

以上でございます。ありがとうございました。

○山内主査　　ありがとうございました。

それでは引き続き、ソフトバンク株式会社から御説明をお願いいたします。

○ソフトバンク（宮川社長）　　ソフトバンクの宮川でございます。本日はこのような場をいただきまして、ありがとうございます。

それでは、資料2－4に沿って御説明いたしたいと思っております。

まず、N T Tさんに対する、このたびの規制緩和についての議論ですけれども、時代に合わせた見直しには賛同いたしますが、長期的な競争環境を損なわないよう、慎重に議論していただきたいと考えます。国民全員が等しくデジタル化の恩恵を享受できるよう、デジタル田園都市国家を目指す我が国の将来を実現する一助となるよう、当社の意見を述べさせていただきます。

2ページにまいります。N T Tさんの完全民営化、規制緩和の議論を行う上で、当社の意見を述べさせていただきます。

3ページめくってください。電電公社の時代に国民の資産として整備された、線路敷設基盤等の広域な資産を有するN T Tが、規律なくこれらを利用することは、国民の利便性、公正競争の確保に反すると考えております。N T T法の撤廃を進めるのであれば、現N T Tからこのボトルネック設備を構造的に分離し、アクセス会社、いわゆる〇種会

社として独立した資本構造にすることが、真の公正競争を実現すると考えております。また、このアクセス会社実現の際には、営利を優先とする法人ではなく、国民の利益確保に必要な義務を課されるべき法人であると考えております。

4 ページに参ります。NTTは、公社時代から引き継ぎ、増設した線路敷設基盤を保有するという、日本の通信において唯一無二の存在であります。

めくります。5 ページです。NTTの線路敷設基盤や光ファイバ等のアクセス回線は、国内の通信産業におけるボトルネック設備となっております。固定のサービスのみならず、モバイルのサービスにおいても、NTTの光ファイバは、サービスの提供上不可欠な存在となっております。当該ボトルネック設備をNTTが自由に運用すれば、公正競争を阻害する要因となるとも言えます。

6 ページに行きます。公正競争確保の規制として、電気通信事業法で、光ファイバの貸出しや貸出し条件の適正、そして公正な提供を求める規制があります。また、NTT法では、NTT東西の業務範囲を限定する規制があります。ただ、これらの規制は存在いたしますけれども、アクセス部門の設備の設備計画や貸出し単位等は、NTTの戦略や方針に基づいて行われており、NTTに最適化されたものとなっております。したがって、NTTと競争事業者間での真の公平性が担保されているとは、今でも思っておりません。仮に今回、NTTの規制がこれまで以上に緩和された場合、この懸念は一層強まってまいります。

次、7 ページにまいります。したがいまして、完全民営化等でNTTの規制を緩和する場合は、競争中立的なアクセス会社を分離・設立して、真の公正競争を実現すべきと考えます。また、アクセス会社に対しては、競争事業者等への適正で公平な設備提供義務を課し、アクセス提供に専業できるよう、業務範囲規制を課すことが必要であると考えております。

8 ページにまいります。このアクセス会社の役割は、情報通信インフラにおける国民利益の確保であり、すなわち、我が国の政策、デジタル田園都市国家構想に沿って定められるべきであると考えております。

9 ページめくります。その意味では、もはやアナログ電話の時代ではなく、今後我が国がデジタルの社会実装を進めるためにも、通信インフラの基盤は光ファイバ網にほかならないと考えております。

10 ページにまいります。デジタル田園都市国家構想インフラ整備計画では、FTTHの世帯カバー率を2027年度までに99.9%まで拡大する計画となっております。デジタル化の恩恵を全国民が等しく享受できるよう、国民の利益確保を目的とするアクセス会社が、光ファイバの設備や維持、国の将来に必要な責務を負うべきだと考えております。

それでは、11ページにまいります。我が国の国際競争力強化のために、NTTさんへの規制を本当に緩和すべきでしょうかということについて、これから述べたいと思います。

12ページにまいります。そもそも電気通信事業者とGAFAMと比較することは適切でしょうかと、こういうシートになっておりますが、GAFAMの売上げや利益は、我々のこの通信業界とは、実は構造が本当に異なっていると考えております。そもそも論になりますけれども、電気通信事業者とプラットフォーマーの事業構造に大きな差異がありまして、研究開発費の額をみても、アマゾンが昨年度7.7兆円、アルファベットは3.8兆円、マイクロソフトも3兆円を投下して、年々進化を続けております。規制緩和で、アマゾンを超える研究開発投資をし続けることが可能だとお考えでしょうか。米国の通信事業者のAT&Tの例がここに書いてありますけれども、アメリカはもう既に緩和されているんです。しかしながら、このGAFAMに対抗するという視点では、比較する対象にはなっておりません。NTTの規制を緩和し、GAFAM対抗と、こう言われておりますけれども、そもそもの事業構造に差異のある通信事業者とプラットフォーマーで比較するのは、適切ではないということをお願いしたいと思います。

13ページにまいります。むしろ国際的な競争力を強化するためには、設備投資、それから研究開発、この推進が重要だとは私どもも考えております。ただ、そのためには、我が国のあらゆる事業者が率先して研究開発を進められる政策支援が、より重要ではないかと考えております。すなわち、国際競争力は、特定の1社の規制緩和によって高められるものではなく、ましてやボトルネック設備を有するNTTのみを後押しして実現するものではないと考えております。

14ページにまいります。最後にですけれども、本スライドで、その他の規律についても述べておきます。基本的な考え方としましては、環境の変化を踏まえ、是々非々で法律をアップデートすべきとの意見につきましては、研究開発義務の成果開示義務は、安全保障にも配慮し、撤廃することには賛成いたします。次に、NTT東西の業務範囲について、県内通信限定といった規制は固定電話中心の時代の考え方であり、見直しはしてもよいと考えております。一方で、NTT東西がモバイルやISPを提供するのは、公正競争上問題があり、引き続き禁止すべきだと考えており、政府による事業認可等の関与は、一定の範囲で維持すべきだと考えております。業務範囲規制並びに政府の規律については、アクセス会社が設立されればそのアクセス会社に、NTT法を撤廃せず、NTTの中で構造分離しない場合は、NTT法で規律を引き続き課していくのがよいと考えております。

15ページはそのまとめでございます。国民全員が等しくデジタル化の恩恵を享受でき

るよう、また、将来にわたる、現在だけではなく、本当に将来の我々の後輩たちのためにも、公正な競争環境を損なわないよう、慎重な議論を要望いたします。

以上でございます。ありがとうございました。

○山内主査　　ありがとうございました。

それでは最後になりますが、楽天モバイル株式会社から御説明をお願いいたします。

○楽天モバイル（三木谷会長）　　楽天モバイルの三木谷でございます。貴重なお時間をいただきまして、どうもありがとうございます。先輩方が十分と論点については議論されているかと思いますが、新規参入者、そして、松本大臣のお言葉にもありましたけれども、競争を起しているという立場から、少しお話をさせていただければと思っています。

1枚目をお願いします。そもそも、今回、NTT法が廃止されるというような記事が出まして、私は本当に恐怖感を覚えました。通信というのはやっぱり国民のために、つまり、安くて、速くて、制限のないネットワークをどうやって提供するかということが、一番の大きなポイントなんじゃないかなと思っています。次のページをお願いします。

そしてもう一つは、技術の観点で申し上げますと、ガラパゴスの技術にするのか、それともエコシステムがあるグローバルの技術でいくのかという話なのかなと思っています。次をお願いします。

残念ながら、ここに列挙させていただいております通信関係の、日本初と言われた技術、それ以外にも、ハイビジョンとかいろいろありましたけれども、結局世界でエコシステムが構築できず、多大なる国民の税金が使われたのではないかなと思っておりまして、一番重要なポイントというのは、次のページにあります、いかによりフラットな競争、そして、技術革新や価格競争を促進していくかと、このような観点で、このプラットフォームの議論はすべきであると思っています。次のページをお願いします。

同じような業態としては、電力業態があるわけですがけれども、電力については、発電電を分離して、売電のところは競争が起こっているということかなと思っていますので、それと同じような構造にするべきだと思っています。

よって、議論のポイントといたしましては、いかに国内における競争促進をし、国民へ利益を還元するか。そして、技術の面について強い日本の復活と、これは分けて議論すべきであると思っています。

翻って、楽天の参入によって何が起こったかということでございますが、2018年当時、日本の携帯料金は7,022円、ニューヨークは6,975円と書いてありますが、今実質AT&Tを自由化したファイバーが非常に高いということに比べると、今大体アンリミテッドは130ドルぐらい、換算すると1万7,000円、8,000円という非常に高いものになってし

まっているというのが、1つ事例として挙げられるかなと思っています。

そして、我々いろいろな意味で苦戦もしておりますけれども、次のページへ行っていただきまして、楽天が参入したことによって、この東京での電話料金は大きく変えた。もしNTT法とかなかったら、多分私は参入しなかったんだろうなというふうに考えております。

結果的に、次のページに行ってくださいますと、物価が上がっていく中、競争が起こり、総務省さんの競争を促進しようという案もあり、イニシアチブもあり、日本の携帯料金は下がってきたということで、いい方向ではないかな、これによって、我々のみならず、ほかの事業者さんも、いろいろな経営努力というものが生み出ているのではないかなと思っています。次のページお願いします。

結果的に、じゃあこれによってどれぐらい国民のお財布に戻ったかということ、物価指数によって1.4%という調査が、総務省さんの調査で出てきております。つまり4兆円が国民経済に戻った、10年に換算すると40兆円戻ると。よって競争がさらに促進されていくと、それだけ国民の家計を助けると。今回のNTT法の廃止というのは、まさしくこれに真っ向から逆行するものであると、このように考えております。

そして、いろいろあるんですが、次のページへ行きますと、通信分野、どれぐらい日本の企業はシェアを取っているのかと。このようなガラパゴスの状態をつくってきたわけですが、実質的には世界の1.5%しかシェアが取れていない。そこに、さらに競争をなくし、価格が上がっていくような構造の危険を含んでいる構造に持っていくのかということだと思っています。

一方、我々のほうは、次のページお願いします。世界初のO-RANということで、O-RANでもう、大体小さなフェムトも入れると32万局ぐらいつながっているんですが、次のページお願いします。やっぱりソフトウェアで勝負をしようということで考えております。次のページお願いします。

ということで、楽天シンフォニーという会社をつくらせていただきました。既に世界で15、そしてドイツ、またカナダ、サウジアラビアで、OpenRANの技術を展開しているということなので、そういう、やはりこれからソフトウェアの時代が来ると思っております、このアソシエーションつくるとか、そういうことではなくて、このような形で日本の競争力は上げていったらいいのかなと思っています。次のページお願いします。

また、国際協力というところにおいても、我々のO-RAN技術を使って、ウクライナのインフラを再構築するということで話が進んでいっております。

つまり、国際競争というのは企業統合ではなく、競争とイノベーションから生まれる

と。何人かの政治家の方々が、NTTを統合すると技術競争力が出ると。ちゃんちゃらおかしいなと正直言って思っておりますが、むしろガラパゴスに戻っていただくだけであると、このように考えております。言葉が強くてすみません。次のページをお願いします。

ここにはNTTの完全民営化、及びNTT法の話を少しさせていただきたいと思っておりますが、次のページをお願いします。

もう釈迦に説法でございますが、1999年、いろいろな競争を促進しようということで、この分割というものがなされた。そしてこれを拙速に元に戻していくというのは、あまりに危険ではないかなと思っております。

ある意味、この先祖返りと書いてありますけれども、いわゆる通信法でいろいろな意味で担保されているんだということを言っておりますが、基本的に全部内部取引なので、例えばドコモさんが損を出しても、その分NTTが得をすれば、資本の関係からいえば全く関係ないということなので、全く担保が何もされていないかなと思っております。これは別会社であれば別ですけれども、基本的に企業グループ内の取引であるということが一番大きなポイントかなと思っております。次のページをお願いします。

で、やっぱりここはプレッシャーあるわけですが、正直言って。この取引に関しては。その部分はどう考えても拭えないというふうに考えております。次のページをお願いします。

これがNTTの現状、宮川社長、高橋社長の中にもプレゼンテーションにありましたけれども、このようなドミナントになっているところが、当然さらにその垂直ドミナントを強めるということは、なかなか他社にとってみれば競争が難しくなるというのが現実的な話なのかなと思っております。

そしてせっかく下がりきった電話料金、通信料金って安いほうがいいわけですが。安くて速くて無制限が一番いいわけであって、それをするためにはプラットフォーマーを広くオープンにし、そして次のページに出てきていますけれども、我々のほうは、もうむしろ固定・アクセス部門については国有化するぐらいの勢いで、そしてその上の部分でみんなが競争するというをやったらいんじゃないかなと思っております。次のページをお願いします。

オーストラリアで、高橋社長のプレゼンの中にもありましたので、やはりそういう成功しているところ、また、垂直統合してどんどんどんどん通信料金が上がっている国、この辺をちゃんとしっかりと分別しながら議論する必要があるということになりますし、海外事業については、いろいろな意味で、それぞれの事業者がそれぞれの努力で行うべきであると思っております。そういう意味では、19ページに戻っていただいていいですか。

今までの、先ほどいろいろな国民のお金でつくってきた資産ってありましたけれども、

ざくっと、累計でいうと約25兆円。で、現在価値に換算すると40兆円。また、電話加入権等が、償却みたいなこともいいますと、さらに4兆7,000億円とありますが、それだけのお金をつくってきたところを民営化し、そして独占的な競争状態に持ち込むというのはあまりに危険であると、このように考えておりますし、26ページを見ていただきますと、過去行ってきた様々な、我々も成功しているとは言えませんが、やはり日本企業全体として、海外事業を成功するためにはどうすべきかと。これエコシステムがないと、なかなか技術があっても駄目なわけです。だからそういう意味において、これをどうやっていくかということは、業界全体、産業全体の課題なのかなというふうに考えております。

最後のページでございますが、27ページ、国内・国際競争力を高めるために、国民に利益を還元する。あくまでも、やっぱり国民の通信を、競争を通じて、いかに利便性が高くて、そして無制限で使えて品質がいいものにするか、その構造をつくるのが、まさしくこの審議会の第一の争点になるべきであって、このような競争を阻害するようなことについては、しっかりと考えていただきたいと、このように思っております。

以上です。

○山内主査　ありがとうございました。

それでは、これから意見交換に移りたいと思います。ただいま4社から御説明いただきましたが、これについて御意見、御質問のある方は、会場の皆さんは挙手をいただくということで、リモートの方は右下の、画面右下のチャット機能で全員を選択していただいて、発言ありとメッセージをお送りいただければと思います。いかがでしょうか。御発言の御希望のある方いらっしゃいますか。

どうぞ、相田委員。

○相田主査代理　それではNTTさんに3点くらい質問があって、この場で必ずしもお答えいただけない部分もあるかと思いますが、まず資料でいいますと、11ページ辺りでしょうか。メタル設備は撤退せざるを得ないということは前々からおっしゃっているんですけども、まだその先というのがやっぱり見えないということでもって、私も局から直接メタルの形で出ていくもの、これはさっとやめたほうがいいと思うんですが、その意味では年数の経っている集合住宅をはじめとして、やっぱりどうしても光が引き込めないという話を今でもよく伺うということで、NTTさんとしては、そういう光が引き込めない回線数というのは何回線くらいあるというふうにお考えなのか、それから、そのIOWN構想の中で、そこに対してどう対処していかれるつもりなのかということをごぜひお聞かせいただきたいというのが1点目です。

それから2点目が、公衆電話の件ですけれども、公衆電話についても、新規開発が必

要だが、それは見合わないからもう開発しないというふうには聞こえるわけですが、今やもうハードウェアなんていったらタブレットぐらいでいいと思うんです。とにかくもうPSTNマイグレーションを待たなくても、光ならば遠近格差ないですから、かつ携帯電話のフレックス課金もなくなったから、課金パルスなんて要らないわけでもって、タブレットのほうに料金表を持っていて、それでカウントアップしていけばいいですし、もう今どき硬貨チャリン、チャリンなんていうことをせずに、料金は電子マネーから引き落としというので構わないと思うということで、10万回線が減らされて3万回線ということで、これが多いか少ないかということで、携帯事業者さんが昔国内の端末メーカーに端末作ってもらったときのワンロットというのが幾つだったのかというのはよく分からないんですけれども、ベンチャー企業で、とにかく確実に3万台売れると分かっていたら、これかなり開発意欲湧くと思うんです。そういうものをぜひ、やっぱりちゃんとしてつくって、それでもやっぱりもう国民から携帯電話が見放されたというのであるかもしれないけれども、やっぱり携帯電話の電池切れ、携帯電話を落として壊れたというときに、それからもちろん、あとは災害時というときがあるかと思いますが、やっぱり公衆電話があるというのは、国民にとっても非常に安心につながるんじゃないかなということなので、公衆電話の今後の在り方について、ぜひお考えをお聞かせいただきたいということです。

それからあと研究開発の責務、ページでいうと21ページぐらいになるかと思いますがけれども、ちょっとこれはファクトとしてぜひ教えていただきたいんですが、やっぱり今NTTさんの研究所でもって、いわゆるNTTグループの中から来ているお金で研究開発している、それから国等から受け取った受託研究等でやっている、あとあまり多くないのではないかと思いますけれども、この中でも出てきた、NTTグループ外とのコラボレーションによる共同研究、そういったようなものがどれぐらいの割合になっているのかということをご参考のデータとして、これは多分この場ですぐお答えいただくというわけにはいかないかと思いますが、お教えいただければと思います。

以上3点、よろしく願いいたします。

○山内主査　それでは、よろしく願いいたします。今ありましたように、ここでお答えいただけないものは後ほどでも結構でございますので、よろしく願いいたします。

○日本電信電話（島田社長）　まず、3点ほど御質問いただきましたけれども、光が引き込めないのがどれぐらいあるかということなのですが、これは今手持ちに数字がありません。ただ、先ほどどなたかのプレゼンにもありましたけれども、日本のいわゆる光の普及率というのは、諸外国と比べると圧倒的に高いわけです。今99.7%を目指してやっているわけございまして、そういう意味では、例えば米国とかは48%ぐらいの普及

ですし、イギリスでも42%ぐらい、ドイツでは十数%という状況ですから、そういう意味では、光がかなり普及してきているという事実はあろうかと思えます。

メタルの設備に関して申し上げますと、さすがにこれからソフトウェアの維持等を考えてみると、やはり2035年ぐらいには、メタルの設備を維持していくのはちょっと限界になってくるだろうと思っています。ですから、今から議論はスタートしていかないと、実質上、そのメタルをどうしていくのかという問題解決が間に合わなくなってしまう。二、三年でメタルをやめようなんていうことは到底申し上げるつもりはありません。多分10年とか、そういう時間をかけてやっていかないといけないと思いますので、そろそろ、そういう議論をしっかりとやっていかないとまずいのではないかと思います。

それから2点目の公衆電話でございますけれども、これは先ほど御説明させていただいたように、まず公衆電話自体が、ヨーロッパもアメリカも、もう公衆電話のユニバーサルサービス義務はなくなっています。基本的にはモバイルで代替していこうという思想です。日本も、公衆電話はユニバーサルサービスであり、ユニバーサルサービス基金からお金をいただいておりますので、国民経済に負担をかけているわけですから、それをどこまで実際にその必要性を考慮して、新たな開発をしていくかどうかというのは、これは議論すべき問題だと思えます。

それから、3点目の研究開発ですが、今、数字をすぐに申し上げられませんが、大半の研究開発費はグループの中から出しています。政府からも御支援いただいておりますし、他のグループ外の方との共同の開発というのもございます。ですから、大半は実はグループ内だと御認識いただければよろしいかと思います。ここについては数字を別に改めて御提示させていただきたいと思えますので、よろしく願いいたします。

○山内主査　ありがとうございます。よろしいですか。

○相田主査代理　ちょっとだけよろしいですか。

その99.7なり99.9というのは、建物のどこまで来ているということでもって、日本の集合住宅の場合、やっぱりその建物の中というのが一番のネックになっているというのは、多分NTTさんもよくよく御存じだと思ひ、また細いところでも通る光ファイバというのは、だからこそ開発されているんだと思うんですけども、やっぱり下手すると、そういう都会の古いマンションというのが一番情報僻地になりかねない。電波もなかなかしっかりと、鉄筋コンクリートで建っていると電波もなかなか入ってきませんから。そのところをぜひ、やっぱりお考えいただければと思います。

○山内主査　ありがとうございます。

リモートで林委員が御発言御希望ということで、どうぞ御発言ください。

○林専門委員　名古屋大学の林と申します。聞こえておりますでしょうか。

○山内主査 はい、大丈夫です。

○林専門委員 ありがとうございます。各事業者の皆様におかれましては、トップの方からじきじきに御説明頂戴して、大変ありがたく思っております。

まず、NTT様に御質問をさせていただきますと幸いです。3点ございます。

1点目は、スライド15ページには、「電話のユニバーサルサービス責務については、電気通信事業法で定めるブロードバンドサービスに統合することも可能であると想定」とございますが、ブロードバンドについては、電話と異なって、改正電気通信事業法による交付金制度は創設されたところがございますが、事業法では責務は課されていないのが課題でございます。NTT法においてNTT様へのあまねく責務をいわばあわせ技一本で規定しておかないと、ブロードバンドのあまねく普及が実現しないのではないかと若干不安に感じるところでございます。その部分を、参入・退出の自由を基本とする電気通信事業法において、いわば退出を禁じるという意味を持つユニバ責務を特定の事業者を名指しして課するのは、現行の事業法の建て付けを前提とする限りでは、若干難しいのではないかと思っておりますが、そのあたりお考えを頂戴できますと幸いです。

2点目は今の第1の点と関連しますが、さきほど他社様からも皆様御言及のあったように、電電公社から承継した電柱・管路等の線路敷設基盤を特権的に保有しているという経緯とその社会的役割、また規模の経済の存在もあわせ考えますと、現実的には、NTT様にラストリゾット義務を負っていただくとするのが、国民・ユーザーからみた納得感も得られやすいのかな、と思われるところでございまして、ただ他方で、14ページにおっしゃっていただいておりますように、メタル固定電話の累積赤字がそのまま蓄積し続けるのは、民間企業としてはご懸念をお持ちなのも、これはおっしゃるとおりで、この点、電気通信事業法の交付金制度がございますので、今後もしその交付金制度で適切にあるいは十分に補填されるのであれば、ラストリゾット義務を負うこと自体は問題ないのではないかとと思いますが、その点、いかがでございましょうか。

3点目は、研究成果の開示の点でございますが、21ページで、「公平な開示義務があるため、要望にお応えできない」とございますが、これまで、この3条の成果の普及責務がいわばネックとなって協業や提携がうまく進まなかった実例があれば、御教示を賜りたいと存じます。もし平場で御紹介いただくのに御支障がある場合は、委員限りのご提供でもありがたく存じますので、御検討いただけますと幸いです。どうぞよろしくお願い致します。以上でございます。

続きまして、競争事業者様へも1点御質問があるんですけども、よろしゅうございますか。このまま続けて。

○山内主査 結構ですけれども、比較的短くお願いします。

○林専門委員 大変失礼いたします。

要約しますと、各社様から時代遅れとなっている制度の見直しについては各社様、基本的に御賛同の立場だと承りましたが、ソフトバンク様の資料18ページのスライドの文言を拝借させていただきますと、「今後必要な規律・政策」の推進と「時代にそぐわない規律・政策」の見直しは、これを一体的に行わないと、制度の空白ができてしまうと私は思っております。さきほど申しました「あまねく普及」を例に申しますと、電話のあまねく普及責務を外して、ブロードバンドのあまねく普及責務を代わりに入れておかないと、国民の目からすると、通信のラストリゾートの普及を誰がしっかりやっていただけなのかと不安にかられるところがございますし、このことはあまねく普及の話だけでなく、NTT法と電気通信事業法の関係についてもいえるところがございます。この点、公正競争確保を事業法に幅寄せして、NTT法から外すという意見もございませぬが、現行の事業法にも公正競争上の穴があると思っております。事業法ではNTTのグループ内再編について総務省が事前審査する仕組みは現状の電気通信事業法ではございません。そのあたり、NTT法だけでなく電気通信事業法を含めて公正競争確保・推進のためのさらなる仕組みを考えていかなければならないと思っておりますが、NTT以外の3社様から、御意見がある社だけで結構でございますので、御意見をお聞かせいただければ幸いです。

すみません。大変長くなりました。以上でございます。

○山内主査 それでは、まずはNTTからお願いいたします。

○日本電信電話（島田社長） まず、最初のブロードバンドユニバに関してですけれども、これは2点目のラストリゾートのお話ともちょっと関連をしていると思います。それで、今のブロードバンドユニバの新しい制度に関しては、まだ実は交付金の仕組みが、皆さんよく御案内のとおりですけれども、議論をこれから始めるところでございますので、中身をしっかり詰めた上で、その上で一定、コストがちゃんとカバーされる制度ができるということであれば、我々がラストリゾート義務を負ってもいいと思っております。ただ、一方で、例えば西日本の中で、今、光のシェアが大体5割を切っている県が6県ぐらいあります。そういうところの扱いをどういうふうにしていくのかとか、課題はやはり、モバイルをどういうふうに組み合わせるのかとか、そういう部分もございませぬので、それらの交付金制度、それから現実にあるサービスの状況等を踏まえて、ラストリゾート義務に関しては議論すればよろしいのではないかと思います。他国においても、フランスとか、ドイツですとか、不調の場合は国が指定するようなところもありますので、アメリカなどは国が指定するのではないわけですが、その辺りは議論を深めて

いけば、最終的には一定の結論に達するんじゃないかと思います。

それから、いわゆるR&Dのパートナーリングにおいて課題がある、実際にはあるのかという御質問ですけれども、1つ目の海外の政府機関ですとか、それから海外の企業から開示の要請は実際にあったことはございません。これはあくまで、これから非常に重要になる問題だと考えています。I OWNですとか、光半導体の開示に関して、我々は懸念があると思っています。要請があったかという、それはないというふうにお答えしたいと思います。

それからパートナーが、NTTに開示の義務があるため、パートナーリングを行わないというのは、これは事実としてはあります。具体的にはちょっとなかなか申し上げにくいですが、海外のベンダーさんとかはなかなかそういうのは厳しいです。当然IPの権利がどちらにあるのかという、かなり詳細な議論をしていかないといけません。それを、パートナーの部分だけは開示しないという整理になると、その技術全体の課題になりますので、やはりそこはリジェクトされてしまうケースが当然あります。あわせて、国内のベンダーでも、やはり当然その議論は出ます。国内については、少し詳細にそこは詰めて、相手のIPになるのか、NTTのIPになるのか、共同のIPにするのかという議論をかなり細かく詰めていくことができますので、一定程度パートナーリングは成就しますけれども、そうではないケースもあると申し上げておきたいと思います。

以上でございます。

○山内主査 よろしゅうございますか。

それでは、社長、どうぞ。KDDI様から。

○KDDI（高橋社長） ありがとうございます。最後の御質問いただいた件でございますけれども、宮川さんのほうでまとめられた、これは最初に大臣がおっしゃった見直すべきもの、見直すべきではないもの、この辺りがきれいに整理されていると、非常に勉強になると思うんですが、先生おっしゃるように、NTT法と電気通信事業法の、この辺に伴い改正が必要になった場合、当然これ同時に行っていないと、この法に対する漏れが出てくるというのはおっしゃるとおりでございますので、そのような場合には、当然同時に進行させていくのが当然だと思います。

以上です。

○山内主査 どうぞ。

○楽天モバイル（三木谷会長） この通信費って、何回も繰り返しになっているんですけども、もともとずっと上がり続けてきたわけですよ。その競争ができるまで。だから平均で7,000円払っていると、4人家族だと36万円携帯料金がかかって、そして、固定回線まで入れれば50万円かかってきているということが、でも競争が起こって下が

ってきて、これはNTTさんが非常に、今の枠組みの中でリーズナブルなアクセス料金というのを提供していただいているからだと思うんです。その電通法の中で、公正な取引ですか、基本的にはこれ、内部取引なので、じゃあドコモさんと我々が同じ取引で全部料金上げますよと言われてたら、基本的にはドコモのコストはNTTグループの中で吸収できる、だけれども我々は赤字になる。だからこれ、構造的に公正な競争にはならないわけです。そこについてはやっぱり、逆に言うと、この国民の金でつくってきた光ファイバ網というのは非常に大きいところもあるわけですから、それをしっかりと公共のものとして使っていくような枠組みにする必要があると、このように考えています。

(松本総務大臣退室)

○山内主査 ありがとうございます。

後ほど時間がありましたら、事業者様から他社様への御質問等受けたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

もう一方、リモートです。長田委員、御発言希望で、どうぞ御発言ください。

○長田専門委員 長田でございます。ありがとうございます。

私からは、ちょっとNTTさんに申し上げたいこととお伺いしたいことがあります。今回のお話を伺っていて、私は本当に完全なエンドユーザーという立場になりますけれども、こういうIOWNの取組が進んでいるんだということは分かりました。ただ、その後、やはりユニバを中心に見直すべきものというものがいろいろ書かれていて、正直それについてはショックを受けました。何かこう、もう国民が求めている固定電話とか、使われない公衆電話というようなことが表現されているように思ったんですけれども、まず固定電話そのものは、他社さんのお話の中にもありましたが、メタルの固定電話以外に、いわゆるブロードバンドに乗せて使っているIP電話というんでしょうか、を含めれば6,000万の世帯が引いているわけで、ニーズはまだ十分にあるものだと思います。ユニバの上からいっても、IP電話ではユニバの対象に全くならないというわけではなく、メタル回線のないところに新しく引くとか、災害時などについてはもうIP電話で認められていると思いますので、そこも含めてお話をされるべきではないかなと思いました。

それから公衆電話のほう、相田先生からも御指摘もありましたけれども、やはり災害時にとっても大切なものだし、よくあるモバイルの電池切れとか、いろいろな状況の中で、やはり公衆電話は、日本ではまだまだ必要とされていると思います。その中でも、第一種公衆電話の減少については、お申出があり、私どももいろいろ考えたけれども、それは確かにこれだけ高コストだしということでお認めした代わりに、特設公衆をきちんと置いていただくといいということをお願いしていると私は思っておりましたが、今回の

話の中に特設公衆の話が全然出てこなかったのはどういうことなのかなと、どういうふうにお考えなのかなというのは、ちょっとお伺いしたいなと思いました。やはり災害、海外では公衆電話もそんな必要とされていないという話ありましたけれども、日本は本当にこここのところの、大雨とかもそうですが、やはり災害が非常に多いところだと思います。電線が切れてしまったとか、いろいろな状態の中で、モバイルがどうしても使えないというような場合のところもあると思いますので、やはりその特設公衆を含め、公衆電話はみんながとても求めていることだなと思っていますので、そこはきちんと考えていただきたいなと思っています。

それから、また、これも相田先生のお話ありましたけれども、古いマンションとか、そういうところで、集合住宅などで、結局おうちのところに入ってきているのはメタルで、それを何か光かIP、光の回線に変えようと思っても、なかなかその、例えば私も750世帯の10棟建っているマンションですが、やはり古くて、それがどうしてもなかなかまだできないでいます。そういうところは本当にいっぱい、いっぱいあると思います。その解決を進めていっていただかないと、最初のIOWNの、そういう何か光のすてきな通信は、我々のところでは使えなくなってしまうのかなとかいろいろ考えてまいりますので、そのメタルが各家庭というか、おうちに入っている、その残っているメタルについてどういうお考えなのかは教えていただきたいと思いました。

以上です。

○山内主査　それでは、NTTからお願いいたします。

○日本電信電話（島田社長）　固定電話が不要だというふうには申し上げたつもりはないです。あくまでメタルの固定電話自体は、技術的な、やっぱり限界もありますので、それについては、在り方について議論を始めたほうがよろしいのではないかというふうに申し上げているところです。長田さんがおっしゃられたように、固定電話、仮にメタルしか入っていないところをどのように救済していくのかというのは、それは具体的に議論の中で、やはり検討していくべき重要なことだと思います。ですから、現実に光、もしくはモバイルで対応できないところについてどうするのかということも課題の1つとして、議論を深めなければいけないと思います。

それから公衆電話ですけれども、おっしゃられましたとおり、災害時に関しては特設公衆電話を設置していく。現状の、例えば災害が起こったときに、実は最近はコインを入れなくて全部無料で提供させていただいています。公衆電話は、コインが満杯になってしまいますと、自動的に通信ができなくなってしまう仕組みになっています。ですから、現状は特設公衆電話をコンビニですとか、そういう公共の場所に設置を普及させていくことによって災害対策をして、無料の電話のサービスをしていくということが、こ

れからは重要ではないかというふうな認識をしているところです。

以上でございます。

○山内主査 よろしゅうございますか。ありがとうございます。

○長田専門委員 すみません、ちょっと一言だけ。

今のメタルが残っているところの問題とか、それから公衆電話の在り方などは、私の記憶ではこのユニバーサルサービスを考えていく政策委員会でも大分議論にもなりまして、電話網の移行のところでも課題になっていて、これから検討というよりは、NTTさんではもう10年も、もっと前から検討されていたんじゃないかなと思いますので、そういう、その検討の結果なども共有していただけるとありがたいなと思います。

以上です。

○山内主査 御発言されますか。

○日本電信電話（島田社長） しっかり対応してまいりたいと思います。

○山内主査 ありがとうございます。

それでは、会場にお越しの、どうぞ御発言ください。

○渡井専門委員 慶應義塾の渡井と申します。本日はお忙しい中、御説明をありがとうございました。私からは経済安全保障についてのお尋ねを1つと、ごく簡単に2つ感想を申し上げますので、コメントを頂戴できればありがたく存じます。

まず経済安全保障の点ですが、NTT法では、組織に関する規制として、政府の株式保有義務や外国人役員の就任についての制約などがございますが、これは外国の影響への対応ということも含めて、国の情報通信インフラをどのように確保するかという問題であると考えております。この点については、外為法の役割にも大きなものがございますが、外為法では、日本国籍の株主による問題のある株主権への行使については、対応が難しいと思われれます。NTT様から外為法の強化という御指摘をいただきましたけれども、仮に投資規制を強化しますと、成長過程にある企業については、資金調達面での支障といった副作用が生じるということも考えられます。そこで情報通信インフラが重要であればこそ、外為法と個別法の2本立てでの規制というのを前提とせざるを得ないように思っておりますが、外為法の規制はどのようなものとすべきか、強化をするならばどのような点であるのかについて、NTT様と、ほかにも経済安全保障について御指摘を賜りました事業者様から、お考えをお聞かせいただければと思います。

感想としましては、まずNTT法の、作用面に対する制約として研究成果の開示の問題がございますけれども、これが法的な義務であるかどうかについては、先ほどのKDDI様からの資料にあった、15ページでしたでしょうか、私も学説上は見解が分かれるところだと思いますし、解釈論の整理から始めるべきかという印象を持ちました。研究

成果は、特許出願をしますと結局は公開になってしまいますので、今後は経済安全保障推進法の非公開特許の制度の活用なども含めて、総合的に考える必要があるものと思っております。

次に、競争の導入を進めるならば、競争環境の整備と、利用者保護の両方が必要となります。競争環境の整備という意味では、確かに事業用資産との関係で、NTT様と他社様とのイコールフットィングの話というのは出てくると思いますし、今後は利用者保護のための新たな措置も課題になるのではないかと考えております。

以上でございます。経済安全保障の点について、どうぞよろしくお願い申し上げます。

○山内主査　それでは、まずNTTからお答えいただいて、その後に他の事業者さんで発言があればお願いいたします。

○日本電信電話（島田社長）　外為法でその中身をどういうふうにするかというのはちょっと私どもが申し上げることではないかもしれませんが、基本的に私どもが思っていますのは、NTTのところの経済安全保障を考えても、実は例えばドコモはシェアが4割を切っているわけです。こちらにいらっしゃる事業者の皆様方のネットワークについて、日本のネットワーク構成の中で、その6割は皆様方のネットワークで構成されているわけです。ですから、経済安全保障を考える際には、やはり通信の業界全体でどういうふうにしていくかという観点が必要だと思っておりますし、少し書きましたけれども、電力とかそういうインフラ系のところの経済安全保障をどういうふうと考えていくのかというのは非常に考えなければならない大きな課題ではないかなと思う次第です。

○山内主査　ほかの事業者様で御発言の御希望は。どうぞ、KDDI。

○KDDI（高橋社長）　今、先生の御指摘のとおり、外資からしっかりと設備を守っていくのは非常に重要だと思います。今、島田さんのお話がありましたように、私も、NTTさんだけではなく、日本の電気通信事業自体の設備を外資から守っていく方策というのは、それは重要だと思います。

一方、先ほど申し上げましたように、僕も法律の専門家ではないので細かいことはよく分かっていませんが、外為法のみでこの外資からの保護を図っている例は実は少なく、これと併せた幾つかの法律でしっかり守っていると思っておりますので、この辺りは諸外国の例をしっかりと検証した上で、皆さんで御議論いただければありがたいなと思えます。

以上です。

○山内主査　ほかにいらっしゃいますか。

○ソフトバンク（宮川社長）　では、ソフトバンクからも。おっしゃりたいことはよく分かるんですけども、果たして外資の資本を受け入れることが、そのプロテクト

になるのかというと、それは直結してないような気がするんですね。いろんなやり方があると思います。例えばアメリカの通信会社、実は僕は2年半ぐらいアメリカの通信会社に行きましたけれども、その中では外資規制ではなくて、むしろソフトバンクが買収しに行ったスプリントの話なんですけど、それでも我々だけは入れないエリアというのが、国が指定している場所がありまして、そこはアメリカの特殊な人たちだけが入れるスペースがあります。その中でプロテクトするというのを技術的に彼らは確立しております、別にオーナーだからといってそこに入れるわけでもなかったです。だから、もちろん国民目線で、国民の安全という意味でやるべきことがあればやったほうがいいかもしれません。それから国によっても違うかもしれませんが、何%だったらいいいのかとか、3分の1を超えたら駄目なのかとか、その辺りが僕はちょっとぴんとこない議論だったなというのを、私的な意見としてお話しさせていただきます。

○山内主査 渡井委員、よろしいですか。

○渡井専門委員 理解が深まりました。ありがとうございました。

○山内主査 それではほかに。どうぞ、大谷委員。

○大谷専門委員 私自身は、NTT様の国際競争力については大変期待しておりますし、これまで基礎的な技術研究については、本当に数多くの研究者を輩出し、学会論文の引用なども多く、誇りに思っているところです。

ただ、国際競争力が事実上低下しているという事実と、それから、NTT法による規制というのはどういう因果関係があるのかといったことについては、御説明をお聞きしても理解が及ばなかったところがございます。特に国際展開ということでは、NTT法の対象外であるNTTデータ様、それからドコモ様、コム様が行われているところですが、今も自由に国際事業に取り組んでいらっしゃる会社について、NTT法が廃止されるとか完全民営化されるということが、なぜ国際展開に寄与するのかといったことについてどうお考えなのか、どういうふうに分析されているのか御披露いただければと思います。これが1点目です。

もう1点お聞きしたいのは、政府がNTT株式を保有しているということで、行政による株主としての監督が御負担だという御見解かと思っておりますけれども、国という安定株主が存在していることによるメリットというのも決して少なくないと思っております。アクティビスト対策についても一定の効果があると思っておりますし、デメリットのほうが多いというファクトがあるようでしたら、それを教えていただければと思います。

また、その裏表として、NTT法に基づく各種の認可を受けるということを通じて、はしの上げ下ろしまで国がNTTの経営に関与していると思われるのか、そういう意識があるのかどうかについても簡単にお話しいただければと思います。どうぞよろし

くお願いいたします。

○山内主査　それでは、よろしくお願いいたします。

○日本電信電話（島田社長）　まず、国際の事業ですけれども、昨年、N T Tデータにほぼ寄せて国際のビジネスをやっておりますが、それとN T T法が何か関係があるかという、関係ないです。今回のプレゼンでも御説明させていただきましたけれども、これからの研究開発、オールフォトニクス・ネットワーク、それから光電融合デバイス、そして最終的には光半導体に持っていくという、そちらの技術の開示に関してやはり一番の心配があります。これは本当に世界で半導体の大競争をやっているところでございますので、そういうものをオープンにしているのかという課題認識があります。ですから、現時点で我々がやっているビジネスに何かN T T法の改正が非常に影響するのかという、影響はほとんどないと思っています。ただ、これからのビジネスを展開していく上ではそういう大きな要素があるという認識です。

それから2点目の、政府がN T Tの株式を保有されていることに関して、それは、保有されていくのか、それとも保有されなくて売却されるのかというのは、政府が御判断されることだと思っていますので、我々としてはそこに対しての意見はございません。ただ、従来申し上げていますように、株主がおりますので、その株主の株価に影響を与えないような対策をぜひ考えていっていただきたいと思っています。そちら（政府による株式保有）に関しての意見は完全なニュートラルというふうに御理解いただければと思います。

○山内主査　ありがとうございます。ほかにいらっしゃいますか。どうぞ。

○藤井専門委員　電気通信大学の藤井でございます。1点がN T Tさんへ、ほかN T Tさんも含む事業者にお聞きしたいことがあります。

まずN T Tさんには、研究開発の責務を今回改定してほしいという話があったかと思えます。今、I O W Nでもかなり研究開発を積極的にされていると思うんですが、その基盤はやはり基礎研究、基盤研究が昔からあったからだと思っています。その辺りについて、この責務が撤廃されたときに基礎研究、基盤研究がおろそかにならないかというのはかなり心配なところなのですが、そこについては十分な担保があるのかどうかというところを教えてください。

2つ目は、N T Tさんの資料の15ページ、固定電話の代わりに、ユニバーサルサービスの代わりというか電話の代わりですか、M N O間でのローミングや設備シェアリングというお話があったと思うんですが、このインフラシェアリング、条件不利地域では、まだあまり進んでないというように認識していますが、この辺りについては今後どのように取り組むか、もしくは今どのように取り組んでいるかというところ、あとほかの事

業者に関しては、NTTさんのこのようなシェアリングで条件不利地域のエリアを拡大していくというところ、これは競争領域にもなっているところかと思いますが、このことについてどうお考えかというところをちょっと教えていただけますでしょうか。

○山内主査　それでは、よろしくお願いたします。

○日本電信電話（島田社長）　まず研究開発に関しては、やはり我々は日本の中で今までも電気通信事業に関して研究開発をして、それで新たな成長を達成してきたという自負があります。ですから、この研究開発の推進に関して、それをおろそかにする気は全くありません。一時ちょっと研究開発費が下がってきている時期がありましたけれども、IOWNの事業構想を出してから、ここ数年は開発費も自ら出している分も増やしてきましたし、それは別に責務があるからやっているわけではなく、それが新たな我々のビジネスにつながっていくという認識でやっております。R&Dが縮小していくということは我々のビジネスも縮小していくということになりますので、言葉で言っているだけでは担保できないということもあるかもしれませんが、しっかりやってまいりたいと思っています。

それから、インフラシェアリングについては、今5Gの展開をしているところですが、これから6Gになりますとさらに基地局の数を増やしていかなきゃならないという課題が出てまいります。ですから、インフラシェアリングをすることによって、それぞれの携帯事業者のコストを下げていくことが、諸外国でもそういう流れになっていますので、必要だと思います。私どもとしては、例えばドコモの基地局のタワーをJTOWERさんに最大6,000基地局ぐらい売却を既に始めており、東西からの鉄塔の売却も開始しています。ですから、逆にそういうのを使っていただいて、お互いに少しコストを下げて、基地局をさらに増やしていくという営みが重要ではないかという認識です。

以上でございます。

○山内主査　ありがとうございます。他の事業者さんでインフラシェアリングについて、どうぞ。

○KDDI（高橋社長）　今御質問いただいた件ですけど、日本はやはり人口が減ってきてまいりますので、そういう意味においては、競争と協調の政策というのは非常に重要だと思っています。その上においては、協調の領域で、インフラシェアリングというのは、NTTさんのみならず、いろいろな事業者とやっていくことはコスト効率の観点からも非常に重要だと思っていますので、今、NTTさんと特にインフラシェアリングやっておりますけれども、ルーラルエリアで一部やっているケースはあると思いますけど、それは非常にプラスになるのではないかと思います。実際にデジタル田園都市国家構想の中で、2025年までに、みんなで力を合わせながら97%のエリアカバー率をやっ

ていこうということを進めておりますので、ここは我々としても引き続き努力をしていきたいと思っております。ただ、特別な資産をお持ちになっている方が負われるラストリゾートの議論とは、これは別の話だと思っておりますので、我々ができることはしっかりと実現していきたいと思っております。

以上です。

○山内主査　ほかによろしいですか。

○ソフトバンク（宮川社長）　では、ソフトバンクからも。今のインフラシェアリングの話は、今、通信の構造からいうと、例えばモバイルをやっている事業者が地方での鉄塔シェアだとか設備シェアということは、十分に理にかなった議論だと思うのでやっていくべきだということで私どもも大賛成なんですけども。ただ、通信は、やはりコア側の設備もあって、コア側の設備とネットワークの基地局との連動の中でサービスを提供しているわけですが、では本当にコア側の設備まで開放する気があるのかというと、各事業者はノーなんです。コア側が差別化の要因になっているからだと思うんです。少しでもコストを下げたいという意味合いでいくと、一方では基地局のシェアリングはやりたいと。

だから、固定通信とモバイル通信の中で、まずモバイルだけでいってもコア側の設備の開放というものもひっくるめて議論してやりますよというなら、それはそれでいいんですけれども、これはMVNOさんが全部有利だという構造になりますから、MNOに対してのインセンティブってゼロになっちゃうわけです。それから固定通信についても、そもそも一体全体幾らのコストでシェアしてくれるんですかと。これは今まで光ファイバもメタル回線もずっとこの議論してきましたけれども、その提供時期と、それから我々が望んでいる場所なのかどうか。自分たちの場所を打った後に、この場所を開放しますというのが今までのルールだったんです。ですから、この場所だとか時期だとかコストだとか、そういうものを含めて平等にインフラシェアであれば、これはこれで価値があると思っておりますので、同じインフラシェアでも言葉の中で捉えられる意味合いが違うというふうな部分だけ、ちょっと付け加えさせていただきます。

○山内主査　どうぞ御発言ください。

○楽天モバイル（三木谷会長）　我々としては、当然、後発事業者ですから、このローミングというのは非常に重要で、高橋社長の多大なる御理解によって我々はKDDIさんからローミングいただいているわけですが、海外の事例を見ると、行政がかなりしっかりとしたルールづくりをした上でローミングをやっているんです。この話になってくると、総務省さんはどっちかということこれは国民の話だという話になってきまうと、なかなか調整が難しいというのがあるので、これは大賛成なんですけど、や

はりある程度行政のほうでリーダーシップをとっていただいて、いわゆる人口が低いところについては、こういう形で、こういう料金体系でローミングをするようにというようなガイダンスをしないと現実的にはなかなか難しいんじゃないかなと思っております。そうは言っても、やっぱり皆さん競合しているのでなかなか難しい問題があるので、これは総務省さんに海外のようにリーダーシップをとってほしいなと思っております。海外はかなりローミングし合っているんですけど、そのローミングの割合がやっぱり日本はかなり低いんですよ、正直言って。だから、本当に人口がいないところに4本も柱が立っているということになってしまっていると。

また、JTOWERのお話がありましたけど、すごく正直に言って、自前で建てたほうが安いというのが現状として残念ながらあります。それから、周波数帯域が違うのでロケーションも変わってくるわけですよ。という問題もありますので、そこが現状としてはなかなかワークしてないような感覚を我々としては持っているということでございます。

○山内主査 ありがとうございます。よろしゅうございますか。

少し早めにプレゼンが終わったんですけども、大変な質問がたくさん出まして、なるべく質問者の方は簡潔に質問していただくのと、それからお答えも簡潔にいただければと思います。先ほど申し上げた事業者間のやり取りなんですけど、時間があればできますけれども、そうでない場合は、この会議が終わった後で、事務局を介して質問と回答ということにさせていただこうと思います。

ほかに御質問。どうぞ、関口委員。

○関口専門委員 できるだけ手短にしゃべりたいと思います。御説明いろいろありがとうございました。論点が非常に多岐にわたるんですけども、3点ほどコメントをしたいなと思っております。

まず、NTTさんのほうから、21枚目の資料で、研究開発の推進・普及義務については見直してほしいと。特に経済安全保障の課題を考えると、他国から、あるいは他国の企業からどのような開示請求が来るかというのは現実的にあり得る話だと思いますから、ここは見直したほうがいいと私も感じます。

ただ、こういった制約を外すことによって、国際競争力強化に資するような多額の研究開発費支出が果たして伸びるのかどうかということについては、ソフトバンクさんが非常に分かりやすいデータを出してくださいました。ソフトバンクさんの12枚目の資料です。プラットフォームと比べることがそもそも間違いじゃないのかと。しかもGAFAが国を超えるほどの経済規模になってしまっているという中で、これに対抗するだけの額の研究開発投資ができるのかと言ったら、やっぱりちょっと比較の対象が違うなということはあると思います。

その意味では、NTTさん1社に頼ってきたという、NTT法をつくった頃の議論とは大分環境が違ってきて、13枚目で宮川社長が御紹介してくださいましたように、研究開発税制については総務省に音頭をとっていただいて、税制改正要望等でこの拡充を図り、産業全体として研究開発投資が盛んになるような制度枠をつくっていかないといけないなと思います。ここはぜひ総務省さんに頑張って財務省さんから制度を勝ち取ってきていただきたいということをお願いしたいと思います。

2番目は、あまねく義務に関してなんですけれども、KDDIさんの16枚目の資料において、光ファイバについてもあまねく義務が必要だという御指摘をいただいています。KDDIさんの資料で、光ファイバのNTTさんシェア74%、これはNTTさんのプレゼン資料3ページは61.9だから、数字は若干違うにしても、メタルでの電話のユニバーサルサービス義務については、NTT東西さん自らが電話サービスを提供されていた。これは、あまねく義務を課す根拠としては、公社時代の財産を全部引き継いだからということだったわけですが、光ファイバに関しては、NTTさんはシェア100%じゃないということがやっぱり大きな違いになってきているわけです。

ひかり電話についても、局給電機能がなく、バッテリーを別にレンタルで500円支払わないといけないこともあり、ユニバ義務から外してありますし、昨年成立した電気通信事業法の改正でもNTTさんにユニバーサルサービス義務を課すということはしなかったわけですね。

昨年の改正では、特別支援区域のように、未整備の場所ですとか、あるいは1者提供がゼロになってしまう危険があるような場所については、事実上の赤字補填をするという形で提供をお願いしたいというお願いベースの制度だったわけです。その意味では、NTT法が現在規制している電話に対するあまねく義務をそのまま格上げするというわけにはいなくて、提供会社がゼロになる危険が生じる場合にバックアップをするという、ラストリゾート義務をどのように課するかという議論が焦点になってくると思うので、あまりダイレクトに光ファイバをあまねく義務に格上げするみたいな表現はちょっと、議論がまだ尽くされてきていないかなという印象を受けました。

もう1点なんですけれども、同じKDDIさんの資料を使わせていただきますと11枚目のNTT法による一体化の抑止というところで、ドコモがバツ、データもバツということで、特別な資産を保有する東西とくっつけてはいけないという御指摘を頂戴しました。ここはNTT持株の島田社長から、ドコモは絶対くっつけないから大丈夫、御安心という言葉が引き出されておりますので、ドコモは外していいのかもしれない。ただ、現実問題として、光卸のサービス、営業についてはドコモがやっているし、ドコモはもう持ち株の100%子会社になっているということを考えると、ここをバツと書くことも、

実態上、何かそれほどかけ離れた、けしからんということではなさそうだと。事実上できているみたいなどころがあるなと思っているんですけども。特にデータさんについても、こういったNTT法の規制を今後とも残すべきなのかどうかについて、ちょっとこれはコメントをいただいてもいいかなと思っていますので、ここの点についてKDDIさんからもう少し御説明を頂戴できれば幸いです。

以上3点でございます。

○山内主査　　まず、どなたからいきますか。ではKDDIさん。

○KDDI（高橋社長）　11ページはこのように書いてあるんですけども、その前のページに、もともとNTT法ができたベースというのは、もともとの一社独占体制のところから、公正競争の確保の観点から一社一社分離をしていったという流れの中でNTT法が出来上がっているわけですので、三木谷さんのプレゼンテーションにもありましたように、基本的に先祖返りをして、一社独占の方向に向かうことについては、やはり一定の牽制をかけなきゃいけないと我々は思っています。NTTドコモさんはもう既に100%という話がありましたが、これも値下げのど真ん中で、あまり議論が尽くされない中で、急転直下NTTドコモさんが100%子会社になられたというのは記憶に新しいところだと思いますので、そういう意味においては、一番最後のページの前に書いてございますが、NTTさんの在り方については定期的に検証して見直すという項目がもともと入っていたはずなんですけれども、昨今、この議論があまりされなくなって、いつの間にかこの部分が抜け落ちているような気がします。なので、先生がおっしゃるような、それが既定概念になってくるわけですけども、この辺りについては、再度、我々のほうからも御指摘させていただいて、NTTさんの在り方は定期的に検証・見直すことが公正競争の維持につながっているかどうかについては非常に重要な議論だと捉えている、このような指摘でございます。ありがとうございます。

○山内主査　　よろしいですか。

○関口専門委員　　はい。

○山内主査　　ありがとうございます。

あと、リモートで岡田委員から、もし時間があれば短い質問ということです。岡田委員、どうぞ。

○岡田委員　　本日は所用のために遠隔の参加になりまして、大変申し訳ございません。大変分かりやすい御説明をいただいて理解が深まりまして、ありがとうございました。

私から1点のみなんですけど、もう既に今までの御質問とも関連するんですけど、ワイヤレス固定ブロードバンドについては専用型を含めてということで、先般ユニバの制度設計では議論がされてきたところかと思いますが、ただし、NTTさんから御説明あった

ように、2035年頃にメタルは維持限界が来ると。10年ちょっとでしょうか。公衆電話も、先般の議論で10年ぐらいをめでに3万台まで縮減していくというようなことが、計画的に行っていくというようなまとめがされたと理解しています。

このような状況の中で、ワイヤレス固定、人口減少もあって、非常に限界集落的なところが今後増えていくということが想定される中で、今の技術を前提とした議論のまま本当に大丈夫なんだろうかと。また、その10年というタイムスパンで考えると、恐らく無線の技術のありようは大きく変わっていくだろうと私は想像しているんですが、そういうことも考えていくと、ワイヤレスと光を融合させたネットワークの在り方ということもブロードバンドのユニバの枠組みの中でもいろいろ考えていく余地はあるのではないかなと想像しますが、このワイヤレス固定の取扱い、インフラシェアリングは大変難しいという御議論を大変興味深く拝聴したのではあります。その見通しのようなこと。時間が10年ぐらいしか残ってないということを見るとそんなに猶予がないのかなと思いつながらお聞きしていたのですが、この見通しについて御意見をお聞かせいただければと思います。主にNTTさんからいただければと思います。よろしく申し上げます。

○山内主査　それでは、お願いいたします。

○日本電信電話（島田社長）　先般、ワイヤレス固定電話の専用型の整理がされたわけですけれども、今後の展開を考えると、技術の進歩も当然出てくると思いますので、品質の問題とかいろいろ議論しなきゃならない点はありますけれども、やはり共用型の扱いについても議論を進める必要があるのではないかと考えております。

あと、先ほど申しましたように、今回の光のブロードバンドの交付金の在り方、この議論をしっかりとこの段階で詰める必要があるかと思っております。それによっていろんな問題が多分解決してくる可能性が高いと思っておりますので、ぜひこの議論は非常に重要なポイントになってくるかと思っておりますので、よろしく願いできればと思います。

それから、ちょっと付言ですけれども、東西の光の卸でございますが、各社に御利用いただいておりますありがとうございます。過去から値上げをしたことは1度もございませんし、6回も既に値下げしてきております。だから値上げをするという発言がございましたけど、値上げすることは今のところは、過去の事例でもないということだけ付言させていただきたいと思っております。

○山内主査　すみません、簡単をお願いいたします。

○ソフトバンク（宮川社長）　ちょっと長くなるからいいです。

○山内主査　それではまた文書でお答えいただいて。

矢入委員が短い御質問があります。

○矢入専門委員　すごく短い質問をさせていただきたいと思っております。本日、情報開示義

務についていろいろ議論が、意見が交わされていて、特にKDDI様の15ページの情報開示義務というのが、この開示・非開示はNTTが自主的に判断できると、法律的な解釈の余地があるというお話がありました。それに対してNTT様の今日のいろいろな御意見は、海外のベンダーに対して、特に独占的な開示を求められたときに、公平な開示義務があるために海外のベンダーさんとかとやり取りするのがすごく大変だというお話だったと思うんですけれども、そこにつきまして、その法律そのものに解釈の余地があるということが海外の事業者に通じないのか、それともNTT様の解釈そのものがちょっとKDDI様とかと違っているのか、その点だけちょっとお聞かせいただくと。その解釈の余地をどう持たせるかというのは、これからその改正の点で非常に重要な議論点になると思います。よろしくお願ひします。

○山内主査　それでは、よろしくお願ひいたします。

○日本電信電話（島田社長）　現段階では、解釈に対しての余地はないと思っています。基本的には開示義務がある、開示しなくてはいけない。実は開示している件数は減ってきています。2000年頃は大体260件ぐらい開示していましたけど、今は大体70件ぐらいが年間の開示件数になっています。それは、かつては国内の交換機を使ったりしていましたけど、ほぼ海外のルータを使うようなネットワーク構成になってきていますので、我々が研究開発して開示しなきゃならないものについてだんだん減ってきているというのは事実です。現実問題として、公平な開示を事実やってくるということでありますので、それをやらないような形にさせていただきたいというのが今回の我々の主張です。

○KDDI（高橋社長）　今の件ですけれども、それがすごく話題になっていたので、僕はNTT法を一生懸命読んでみたんですが、開示義務を規制しているという文言がどこにも見当たらずで、この第3条のこういう表現でしかないんで、あくまでも解釈で十分対応できるんじゃないかというふうにして今回は発言させていただきました。よろしくお願ひします。

○山内主査　どうもありがとうございました。だんだんと核心に触れて、議論がこれから展開して面白そうなところですが、ちょっと時間がまいりましたので、先ほど申しましたように、委員の方もそれから事業者の方も、後ほど事務局を介して、質問、回答という形でお願いしたいと思います。

（3）その他

○山内主査　それでは、事務局、次回の予定についてお願ひいたします。

○柳迫事業政策課調査官　それでは、資料2-6を御覧ください。次回第3回の委員会

につきましては、9月21日の木曜日に、地方自治体や団体からの発表を予定しております。また、第4回以降の委員会につきましても、引き続き、関係事業者や団体等からのヒアリングを予定しておりますので、よろしくお願いいたします。

以上です。

○山内主査　ありがとうございます。

それでは、ここでプレスの方に再度入室していただきたいと思います。

(プレス入室)

○山内主査　御準備よろしければ、最後に柘植副大臣、それから国光政務官より御挨拶をいただきたいと思います。まずは柘植副大臣、よろしくお願いいたします。

○柘植総務副大臣　皆さん、大変長時間にわたり御熱心な御議論ありがとうございます。御紹介を賜りました総務副大臣の柘植芳文でございます。閉会に当たりまして、一言御挨拶を申し上げます。

御多忙の中、ヒアリングにお越しいただきました通信事業者の皆様におかれましては、重要な課題や論点などを御提示いただき大変ありがとうございました。それぞれの立場に応じて様々な視点や御意見があることは明確となりました。

また、山内主査をはじめ委員の皆様方におかれましては、それぞれの専門的見地から今後の検討が一層深まるような御質問を多数いただきまして、誠にありがとうございました。

皆様の御議論の中でも、特に国民が全国どこでも通信サービスを利用できるよというユニバーサルサービスの在り方に関する議論は、非常に興味深いものでございました。人口減少社会において、我が国においては、郵便や通信など国の暮らしに不可欠なサービスを、いかに地域を切り捨てることなく、あまねく全国で提供するかということは喫緊の課題であります。また、公正社会の確保により、国民・利用者が低廉で多様なサービスが利用できるよにするということも、国民・利用者目線という観点では同様に重要な検討課題でございます。ぜひ皆様の幅広い御知見を生かして、関係者の御意見も丁寧に聞きながら、国民・利用者目線で、通信サービス提供の責務が確保されるよな枠組みを提案していただきたいと願っております。

最後になりますが、山内主査をはじめ委員の皆様におかれましては、今後とも幅広い観点から忌憚のない御意見をいただくことを心からお願い申し上げまして、私の挨拶とさせていただきます。本日は誠にありがとうございました。

○山内主査　柘植副大臣、どうもありがとうございました。

それでは、国光政務官、御挨拶をお願いしたいと思います。

○国光総務大臣政務官　恐れ入ります、政務官の国光あやのでございます。今日はオン

ラインで恐縮でございます。すばらしい4社のプレゼンと、そして白熱したといいますが、まさに座長がおっしゃったように核心に迫る意見交換をお伺いさせていただき、改めて本会が新しい日本の情報通信戦略の礎の大きなターニングポイントとなることを期待しております。

ぜひ、私ども、柘植副大臣、そして松本大臣とともに、やはり国民に負託を受けた総務省であり情報通信政策でもございますので、国民を中心に置いた、例えば、それぞれ柘植副大臣がおっしゃったようなサービス、特に私のほうからは価格の健全な競争やイノベーションの低廉化の部分、そして、私個人的に力を入れさせていただいております国際展開の部分なども、しっかりとした環境整備をつくっていきたいと思っております。後段のほうは、今日はすみません、直接的なお話は事務局から割愛させていただいておりましたけれども、総務省でもちようど来年度の概算要求に向けてさらに、例えば国際展開の支援、JICTによる支援や、官民ファンドでございます。また、各企業様のプラットフォームを通しての海外それぞれの国への国際展開、そしてまた国際展開するときの様々な補助事業なども設けておりますし、今年はG7、日本は議長国でございます。G7の機会やG20の機会を通じて、それぞれの国と皆様の、まさに今後の展開の一線になるようなチャンネルを政務官の立場としても築いていければと思います。ぜひ、今回の議論、そして今後も、各皆さん、企業様個別にでもコミュニケーションを続けていただきまして、すばらしいまとめを御期待申し上げているところでございます。ありがとうございました。

○山内主査 国光政務官、ありがとうございました。

閉 会

○山内主査 それでは、以上をもちまして、通信政策特別委員会第2回の会合を閉会とさせていただきます。御協力をいただきましてどうもありがとうございました。